

函館市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月11日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第26号

函館市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(函館市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 函館市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年函館市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第50条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第51条の2第2項第2号中「磁気ディスク，シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作ら

れる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第267条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第55条の4第1項中「認められる重要事項」の後ろに「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第56条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第59条第4号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第59条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第61条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第87条第1号中「第5条」を「第5条第1項」に改め、「担当職員」の後ろに「および同条第2項に規定する介護支援専門員」を、「

指定介護予防サービス等をいう」の後ろに「。第251条第4号および第265条第3号において同じ」を加える。

第125条第3項中「口腔機能」を「口腔機能」に改める。

第131条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第137条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第140条第2項中「第5条」を「第5条第1項」に改め、「担当職員」の後ろに「および同条第2項に規定する介護支援専門員」を加え、「前項各号」を「同項各号」に改める。

第141条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第141条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第142条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を

「の規定による」に改める。

第158条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第168条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第174条第1項第2号を削り、同項第3号中「（前号に該当するものを除く。）」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前2号」を「前号」に改め、「および入院患者」を削り、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第175条第1項第2号を削り、同項第3号中「（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とし、同条第2項中「前項第3号および第4号」を「前項第2号および第3号」に改める。

第176条中「、診療所」を「または診療所」に改め、「または病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）」を削る。

第178条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第180条第2号中「もしくは」を「または」に改め、「または老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を削り、「療養病床または老人性認知症疾患療養病棟」を「療養病床」に改める。

第181条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第182条中「および第141条」を「、第141条および第141条の2」に改める。

第192条第1項各号列記以外の部分中「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の」を「介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護の」に、「次のとおり」を「法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設および設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有すること」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「第207条第1項に規定する設備」を「第207条第1項から第4項までに規定する設備」に、「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

- (1) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニットおよび浴室を有しなければならない。
- (2) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室および浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 病室

a 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができること。

b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユ

ニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

c 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

d ブザーまたはこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

c 必要な設備および備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

a 病室ごとに設けること、または共同生活室ごとに適当数設けること。

b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとする。

(エ) 便所

a 病室ごとに設けること、または共同生活室ごとに適当数設けること。

b ブザーまたはこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとする。

イ 廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室 内のりによる測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械および器具を備えること。

エ 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとする。

- (3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
 - (4) 第2号ア（イ）の共同生活室は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第21条第3号に規定する食堂とみなす。
 - (5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。
- 3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。
- (1) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニットおよび浴室を有しなければならない。
 - (2) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室および浴室については、次の基準を満たさなければならない。
 - ア ユニット
 - (ア) 病室
 - a 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができること。
 - b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
 - c 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

d ブザーまたはこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

c 必要な設備および備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

a 病室ごとに設けること、または共同生活室ごとに適当数設けること。

b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(エ) 便所

a 病室ごとに設けること、または共同生活室ごとに適当数設けること。

b ブザーまたはこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅 1. 8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2. 7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械および器具を備えること。

エ 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則第21条の4において準用する同令第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

- 4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設および設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

第195条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第196条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とする。

第204条に次の1項を加える。

- 9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アおよび第2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第218条において準用する第141条の2に規定する委員会において、利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、ならびに当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全およびケアの質の確保

イ 介護予防特定施設従業者の負担軽減および勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 介護予防特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減を図るため、介護予防特定施設従業者間の適切な役割分担

を行っていること。

- (4) 利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減を図る取組により介護サービスの質の確保および職員の負担軽減が行われていると認められること。

第205条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第211条の次に次の1条を加える。

(口腔衛生の管理)

第211条の2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第215条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。

次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第217条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第218条中「第55条の2の2，第55条の4」の後ろに「から第55条の8まで，第55条の10」を加え，「(第55条の9第2項を除く。)」を削り，「および第140条の2」を「，第140条の2および第141条の2」に改める。

第229条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第234条第2項第2号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第235条中「第55条の2の2，第55条の4」の後ろに「から第55条の8まで，第55条の10」を加え，「(第55条の9第2項を除く。)」を削り，「第212条まで」を「第211条まで，第212条」に改める。

第239条第1項中「介護保険法施行令」の後ろに「(平成10年政令第412号)」を加える。

第240条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第247条第1項中「認められる重要事項」の後ろに「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え，同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に，「同項」を「前項」に改め，

同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第248条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第251条第9号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第251条中第7号を第10号とし、第6号を第7号とし、同号の次に次の2号を加える。

(8) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第251条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 法第8条の2第10項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具および同条第11項に規定する特定介護予防福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与または指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理

学療法士，作業療法士，言語聴覚士，介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見および利用者の身体の状態等を踏まえ，提案を行うものとする。

第252条第1項中「期間」の後ろに「，介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期」を加え，同条第5項中「当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）」を「モニタリング」に改め，同項に次のただし書を加える。

ただし，対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては，介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い，その継続の必要性について検討を行うものとする。

第257条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第262条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め，同項第5号を同項第6号とし，同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め，同号を同項第5号とし，同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め，同号を同項第4号とし，同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め，同号を同項第3号とし，同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第265条第8号の規定による身体的拘束等の態様および時間，その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第265条中第5号を第9号とし，第4号を第5号とし，同号の次に次の3号を加える。

(6) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては，利用者等からの要請等に応じて，販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに，必要な場合は，使用方法の指導，修理等を行うよう努めるものとする。

(7) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては，当該利用

者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(8) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第265条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与または指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見および利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第266条に次の1項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第267条第1項中「(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

第2条 函館市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第66条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第74条第2項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定によ

る」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 第77条第9号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第77条第15号中「および第10号」を「第9号および第12号」に改め、同号を同条第17号とし、同条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条第13号を同条第15号とし、同条第8号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、同条第7号の次に次の2号を加える。

- (8) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第78条第4項中「前条第15号」を「前条第17号」に改める。

第80条第3項中「第81条第1項に規定する人員」を「第81条第1項から第3項までに規定する人員」に、「第1項に規定する基準」を「前3項に規定する基準」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設または介護医療院である場合については、函館市介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例（平成25年函館市条例第27号。第118条第4項および第175条第1項第1号において「介護老人保健施設基準条例」という。）第4条または函館市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例（平成30年函館市条例第24号。第118

条第4項および第175条第1項第4号において「介護医療院基準条例」という。)第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第84条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第87条第11号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第87条第14号中「第12号」を「第15号」に改め、同号を同条第17号とし、同条第13号を同条第16号とし、同条第9号から第12号までを3号ずつ繰り下げ、同条第8号を同条第9号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (10) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第87条第7号を同条第8号とし、同条第6号中「第5号」を「第6号」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 医師および理学療法士、作業療法士または言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当

該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第93条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第96条第1項第4号、第2項第4号および第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第96条第1項中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、同項第3号中「前号」を「第2号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第96条第2項中第7号を第9号とし、第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第96条第3項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第118条第4項中「第3項」を「第4項」に、「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設または介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準条例第4条または介護医療院基準条例第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第123条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第126条第11号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第126条第13号中「第11号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条第12号を同条第15号とし、同条第9号から第11号までを3号ずつ繰り下げ、同条第8号を同条第9号とし、同号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当

該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には，その態様および時間，その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第126条第7号を同条第8号とし，同条第6号中「第5号」を「第6号」に改め，同号を同条第7号とし，同条第5号を同条第6号とし，同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 医師等の従業者は，リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては，当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により，当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第175条第1項第1号中「函館市介護老人保健施設の人員，施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例（平成25年函館市条例第27号）」を「介護老人保健施設基準条例」に改め，同項第4号中「函館市介護医療院の人員，施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例（平成30年函館市条例第24号）」を「介護医療院基準条例」に改める。

（函館市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 函館市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（令和3年函館市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め，「第3条第3項」の後ろに「（第89条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）」を加え，「第63条，第75条，第85条，第94条，第124条，第

第143条（第160条において準用する場合を含む。）、第165条の3、第172条、第182条（第197条において準用する場合を含む。）、第218条、第235条、第249条、第254条および第263条において準用する場合を含む」を「第94条において準用する場合に限る」に、「講ずる」を「講ずる」に、「第55条（第63条において準用する場合を含む。）、第73条、第83条、第92条、第121条、第139条（第165条の3および第172条において準用する場合を含む。）、第157条、第179条、第194条、第213条、第232条および第243条（第254条および第263条において準用する場合を含む。）」を「第92条」に、「これらの規定中「、」を「同条各号列記以外の部分中「、」に改める。

附則第4条中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に、「第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第143条（第160条において準用する場合を含む。）、第165条の3、第172条、第182条（第197条において準用する場合を含む。）、第218条、第235条、第249条、第254条および第263条において準用する場合を含む」を「第94条において準用する場合に限る。以下この条において同じ」に、「これらの規定」を「新条例第55条の2の2第1項」に改め、「講ずるよう努めなければ」と、」の後ろに「同条第2項中」を、「実施するよう努めなければ」と、」の後ろに「同条第3項中」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第51条の2第2項の改正規定および第267条第1項の改正規定 公布の日

(2) 第2条の規定 令和6年6月1日

（重要事項の揭示に係る経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の函館市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第55条の4第3項（新条例第63条，第75条，第85条，第94条，第124条，第143条（新条例第160条において準用する場合を含む。），第165条の3，第172条，第182条（新条例第197条において準用する場合を含む。），第218条および第235条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「指定介護予防訪問入浴介護事業者は，原則として，重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と，新条例第247条第3項（新条例第254条および第263条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「指定介護予防福祉用具貸与事業者は，原則として，重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

第3条 施行日から令和7年3月31日までの間，新条例第137条第3項（新条例第160条，第165条の3および第172条において準用する場合を含む。）および第178条第3項（新条例第197条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは，「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

第4条 施行日から令和9年3月31日までの間，新条例第141条の2（新条例第160条，第165条の3，第172条，第182条（新条例第197条において準用する場合を含む。）および第218条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「開催しなければ」とあるのは，「開催するよう努めなければ」

とする。

(^{くう}口腔衛生の管理に係る経過措置)

第5条 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第211条の2の規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。